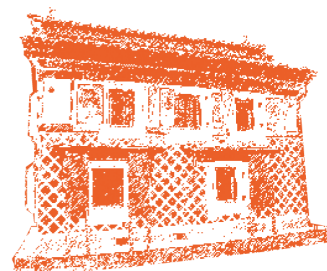




登録有形文化財（建造物）の手引

2

登録後の各種届出



目 次

0. はじめに	1
(1) 本手引の目的	1
(2) 各種届出の種別と主要な罰則について	2
1. 滅失届	3
2. き損届	4
3. 現状変更届	5
(1) 登録有形文化財建造物の現状変更とは	5
(2) 「維持の措置」とは	6
(3) 現状変更の手続	7
(4) 現状変更届の作成・提出	7
(5) 現状変更完了報告の作成・提出	8
(6) 登録の抹消となる場合	9
(7) 登録抹消の手続	10
4. 登録有形文化財の管理	11
(1) 管理主体について	11
(2) 届出について	12
(3) 添付書類	12
5. 登録内容の変更	13
(1) 変更等の届出が必要な行為	13
(2) 添付書類	14
(3) 届出の留意点	14
6. 登録証の再交付	15
参考資料	16
(1) 文化財保護法（抜粋）	16
(2) 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則	20
(3) 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（平成 8 年 8 月 30 日付）	25
(4) 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（平成 16 年 12 月 27 日付）	31
(5) 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（平成 17 年 4 月 26 日付）	33
(6) 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（平成 31 年 3 月 29 日付）	35

例言

本手引における「法」とは、文化財保護法のことを示します。

0. はじめに

(1) 本手引の目的

本手引は、登録有形文化財建造物の各種届出について、関係地方公共団体を経由して文化庁に提出する際に必要な基礎情報や実務上の留意事項を示すことを目的としています。

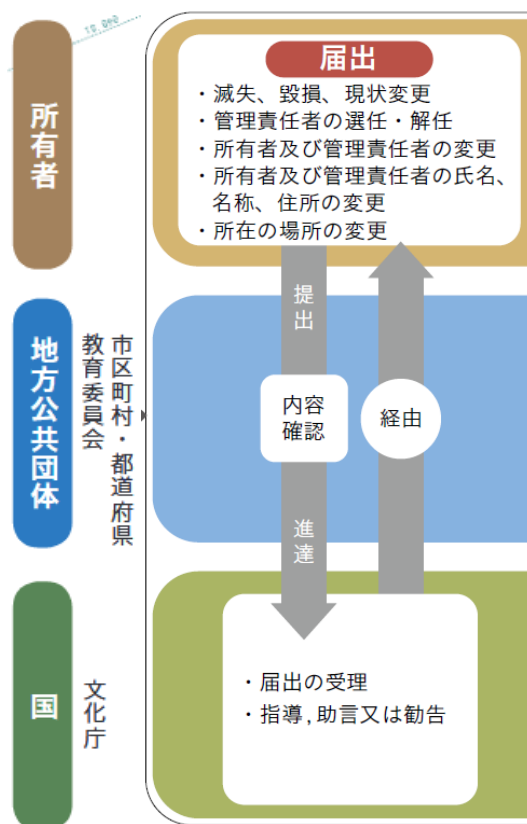


図 0-1 各種届出の提出経路（文化庁 HP 掲載のパンフレットより抜粋）

(2) 各種届出の種別と主要な罰則について

表 0-1 各種届出の提出先

文化庁の 提出先	種別	提出日	参照頁
登録部門	滅失の届出	滅失の事実を知った日から 10 日以内	P. 3
	き損の届出	き損の事実を知った日から 10 日以内	P. 4
	現状変更の届出	現状変更しようとする日の 30 日前まで	PP. 5-7
	現状変更完了の報告	現状変更の工事完了後	PP. 7-8
審議会係	管理団体の指定	随時	PP. 11-14
	管理責任者の選任、解任の届出	事実が発生した日から 20 日以内	
	所有者・管理責任者の変更の届出		
	所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更の届出		
	所在の場所変更の届出	変更しようとする日の 20 日前まで	
	登録証の再交付	登録証を紛失又は破損した場合	P. 15

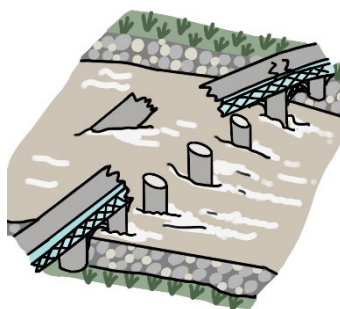
主要な罰則
■滅失又は毀損した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合5 万円以下の過料 ■現状の変更をした時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合5 万円以下の過料 ■所有者が変更した時に、新所有者に登録証を引き渡さなかった場合5 万円以下の過料 ■所有者が変更（所有者の氏名・名称変更や住所変更を含む）した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合5 万円以下の過料 ■登録が抹消になった時に、登録証を文部科学大臣に返付しなかった場合5 万円以下の過料 ■文化庁長官から現状等の報告を求められた時に、報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合 10 万円以下の過料

図 0-2 主要な罰則

- ・各種届出の記載事項は、「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）」（PP. 20-24）に基づいてください。
- ・各種届出に押印は必要ありません。

1. 滅失届

- ・ 滅失の事実を知った日から 10 日以内に届け出る必要があります（法第 61 条）。
- ・ 登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には水害による流失や火災による焼失などが該当します。
- ・ 届出は様式 1 を参照して、必要事項を記入するとともに滅失前と滅失後の状況写真を添付し、関係地方公共団体を経由して、登録部門に提出してください。



水害による流失



火災による焼失

図 1-1 登録有形文化財建造物の滅失状況の例

○ ○ 第 ○ ○ ○ ○ 号
 年 月 日

文化庁長官 宛

届 出 書
氏 名 所 名

登録有形文化財の滅失の届出

文化財保護法第 61 条の規定により、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号 年 月 日
- 3 登録有形文化財の登録記録の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所 氏名・名称 住 所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 氏名・名称 住 所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地 名 称 所 在 地
- 7 滅失等の事実の生じた日時及び場所 日 時 場 所
- 8 滅失等の原因
- 9 滅失等の事実を知った日 年 月 日
- 10 その他参考となるべき事項（滅失等の事実を知った後に取られた措置）

図 1-2 滅失の届出（様式 1）

2. き損届

- ・き損の事実を知った日から10日以内に届け出る必要があります（法第61条）。
- ・き損とは登録文化財が相当程度破損又は損傷すること、例えば、地震により傾斜が生じることや、地盤の沈下によりゆがみやたわみが生じることなどが該当します。ただし、その破損等の範囲が軽微なものについては、届出の必要はありません。
- ・届出は様式2を参照して、必要事項を記入するとともにき損の状況を示す写真を添付して、関係地方公共団体を経由して、登録部門に提出してください。



地震によるき損

台風によるき損

図 2-1 登録有形文化財建造物のき損状況の例

文化庁長官 殿	
届 出 者	番 号
氏 名	所 在 地
登録有形文化財のき損の届出	
文化財保護法第61条の規定により、下記のとおり届け出いたします。	
記	
1 登録有形文化財の名称及び員数	
2 登録年月日及び登録番号	年 月 日
3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）	
4 所有者の氏名又は名称及び住所	氏名・名称 住 所
5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	氏名・名称 住 所
6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地	名 称 所 在 地
7 き損等の事実の生じた日時及び場所	日 時 場 所
8 き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度	
9 き損等の事実を知った日	年 月 日
10 その他参考となるべき事項（き損等の事実を知った後に取られた措置）	

図 2-2 き損の届出（様式 2）

3. 現状変更届



(1) 登録有形文化財建造物の現状変更とは

現状変更とは、登録有形文化財建造物の修理のうち、文化財としての価値を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加えるものを言います。

例えば、登録有形文化財建造物の位置や形（移築、建築面積・延長・屋根材等の構造形式の変更、外観の色彩など）を変えようとする行為のことです。

ただし、現状変更行為であっても登録文化財の価値に影響を及ぼす恐れのあるものとそれ以外のものがあります。

登録文化財の価値とは、例えば登録するにあたり作成した所見や専門家による調査で特徴として評価した内容（文化庁文化財第二課登録部門『登録有形文化財（建造物）の手引 1（登録に向けた資料作成）』（令和3年12月）のPP.13-18を参照ください。）などになります。

登録文化財の価値に影響を及ぼす場合には、特殊な場合を除き、現状変更を届け出る必要があり、それ以外は「維持の措置」として届け出る必要はありません（法64条第1項）。

※特殊な場合とは、①非常災害のために必要な応急措置をとる場合、②他の法令の規程（例えば、建築基準法の是正命令など）による現状変更を内容とする命令に基づく措置の場合。）

- ・「維持の措置」としては次のような場合が該当するものとされています（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条）。

以下の「維持の措置」の場合は、現状変更の届出は不要です。

- ①登録有形文化財建造物の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）

※内装に限定される模様替え、修繕は、その規模、内容にかかわらず、「維持の措置」に該当します。また、外装についても、屋根の葺き替えや壁の塗り直しなど形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当します。

- ②登録有形文化財建造物がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

(2) 「維持の措置」とは

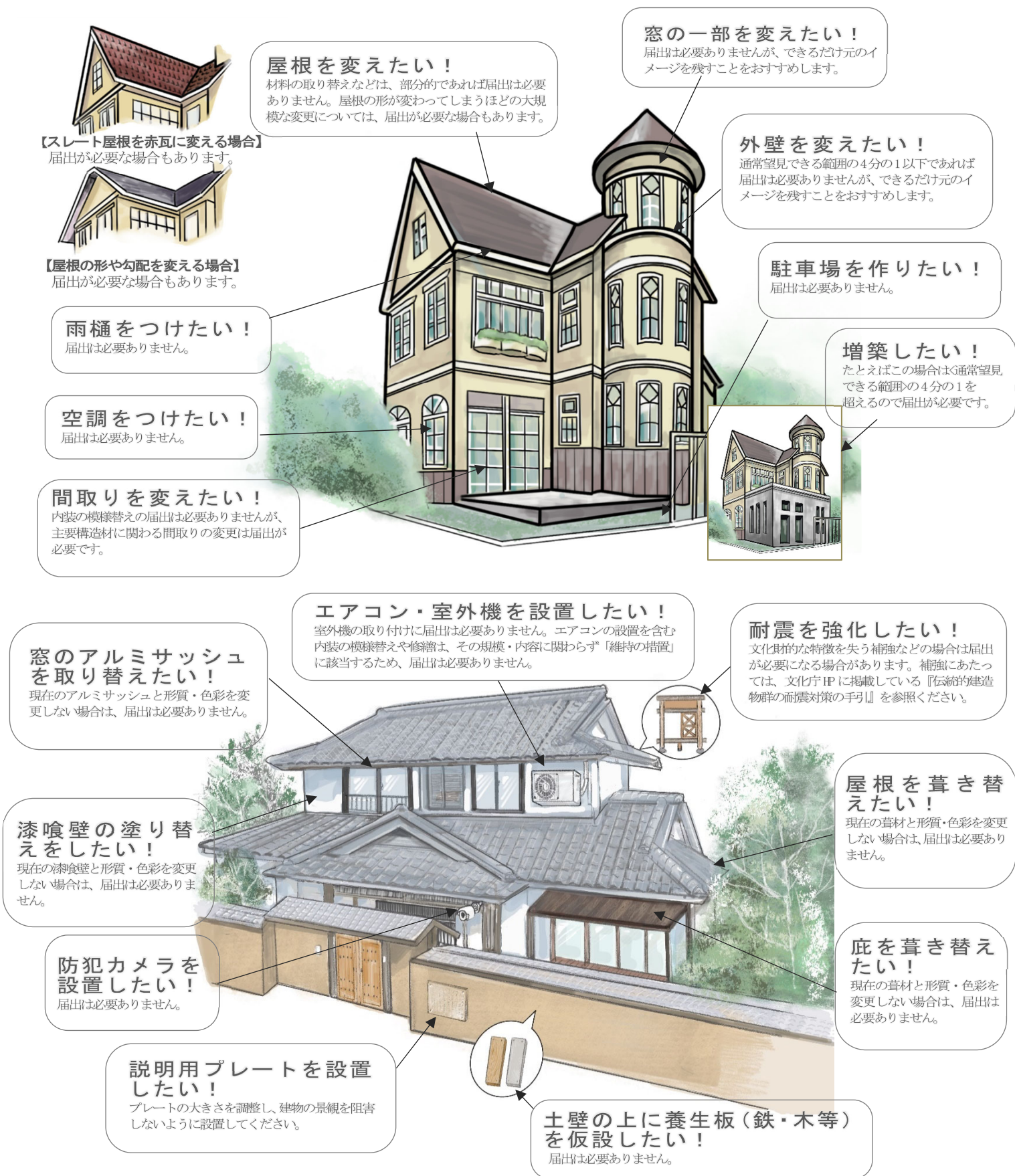


図 3-1 維持の措置のイメージ

維持の措置の場合であっても、登録するにあたり作成した所見や専門家による調査で特徴として評価されている内容を尊重してください。

※「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 8 年 8 月 30 日庁保伝第143 号）（PP. 25-30）を参考にしてください。

(3) 現状変更の手続

現状変更の手続には、次の（3）現状変更届の作成・提出と（4）現状変更の完了報告の作成・提出の 2 つがあります。

(4) 現状変更届の作成・提出

- ・現状変更しようとする日の 30 日前までに届出する必要があります（法第 64 条第 1 項）。
- ・現状変更届（様式 3）を参照して、必要事項を記入するとともに現状変更の内容を示す図面や写真を添付し、関係地方公共団体を経由して、登録部門に提出してください。
- ・構造形式等の変更がある場合は、現状変更完了報告の後、文化庁より別途、「登録原簿別紙の変更履歴」を発行し、関係地方公共団体を経由して送付いたしますので、現状変更の届出に併せて登録証を文化庁に送付する必要はございません（現状変更と併せて所有者変更等他の手続も行う場合を除く）〈(4) 現状変更完了報告の作成・提出を参照してください〉。
- ・建築面積・延長が減となる場合は、現状変更完了報告に求積図等建築面積の再算定資料を添付して提出してください。

文化庁長官 殿		〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	
届 出 者	所 在 地		
登録有形文化財の現状変更の届出			
文化財保護法第 64 条第 1 項の規定により、下記のとおり届出いたします。			
記			
1 登録有形文化財の名称及び員数			
2 登録年月日及び登録番号	年	月	日
3 登録有形文化財の登録記録の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）			
4 所有者の氏名又は名称及び住所	氏名・名称	住 所	
5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所	氏名・名称	住 所	
6 管理団体の名称又は住所及び事務所の所在地	名 称	所 在 地	
7 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名 称	所 在 地 代表者氏名	
8 現状変更を必要とする理由			
9 現状変更の内容及び実施の方法			
10 修繕を行うときは、修繕後の所在の場所			
11 現状変更の着手及び終了の予定時期	着 手	年	月 日
	了	年	月 日
12 現状変更に係る工事その他の行為の施行費の負担又は負担が免除並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施 行 費 所 在 地	代表者氏名	
13 その他参考となるべき事項			

図 3-2 現状変更の届出（様式 3）

(5) 現状変更完了報告の作成・提出

- ・現状変更の工事完了後、関係地方公共団体を経由して、登録部門に速やかに提出してください。
- ・現状変更完了報告（様式 4）を参照して、必要事項を記入するとともに現状変更の完了を示す図面や写真を添付して提出してください。
- ・登録原簿記載事項のうち（建築面積・延長・屋根材等の構造形式）に変更のある場合でも登録証を文化庁へ送付する必要はございません。完了報告の受領後、別途、文化庁より関係地方公共団体を経由して、「登録原簿別紙 変更履歴等」の用紙を送付しますので、登録証と一緒に保管いただくようお願いいたします。
- ・なお、移築等により、所在番地の変更を伴う現状変更の場合は、登録証裏面の記載内容を変更する必要があるため、登録証を完了報告に添付して提出してください。

文化庁長官 殿

〇〇第〇〇〇〇号
年 月 日

届出
氏 名

登録有形文化財の現状変更完了の報告

文化財保護法第46条第1項の規定により、〇年〇月〇日第〇〇号にて届け出た登記文化財の現状変更が完了したので、下記のとおり報告いたします。

記

- 登録有形文化財の名称及び真数
- 登録年月日及び登録番号 年 月 日
- 登録有形文化財の登録記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記）
- 所有者の氏名又は名称及び住所 氏名・名称 住所
- 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 氏名・名称 住所
- 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地 名称 所在地
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 名称 住所 代表者氏名
- 現状変更を必要とした理由
- 現状変更の内容及び実施の方法
- 移築を行った場合は、移築後の現在の場所
- 現状変更の着手及び終了の時期 着手 終了 年 月 日
- 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 施行者 住所 代表者氏名
- その他参考となるべき事項

登録原簿別紙 変更履歴等 〇〇第70回 原簿記載日2010.8.10

登録番号: 01-0000

最新事項
名称 〇〇〇〇家住宅主屋 員数 (1 棟)

所在の場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇3-19

所有者氏名又は名称

所有者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇3-14

構造、形式及び大きさ 木造一部土蔵造2階建、鉄板葺、建築面積350 m²

建設の年代又は時代 昭和前期

変更履歴等

H28.12.17所有者変更:(旧) 〇〇〇〇/〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇3-14
R02.07.30現状変更完了報告(一部解体撤去):建築面積380 m²→350 m²

図 3-3 現状変更完了の報告（様式 4）

図 3-4 送付する登録原簿別紙の変更履歴等

(6) 登録の抹消となる場合

①登録有形文化財建造物の抹消とは

登録有形文化財建造物が「重要文化財に指定された場合」、「地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合」、「その保存及び活用のための措置を講じる必要がなくなったと認める場合」、「その他特殊の事情があると認める場合」には、その登録を抹消します（法第 59 条）。

「重要文化財に指定された場合」、「地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合」は、各都道府県の報告に基づき、登録の抹消手続を進めます。

「その保存及び活用のための措置を講じる必要がなくなったと認める場合」、「その他特殊の事情があると認める場合」により別途、滅失届、現状変更届の提出が必要になる場合があります。

②「その保存及び活用のための措置を講じる必要がなくなったと認める場合」とは

非常災害又は建替え等の現状変更によって、登録有形文化財が滅失し、又は現状に大きな改変を受け、登録有形文化財としての価値が失われた場合が該当します。

例えば、災害や建て替え、改修などにより、登録された建造物を登録時の形態（または過去の現状変更届を提出した形態）から変更することが考えられます。

（現状変更届の提出がなくても、内部の大規模な改修、構造の変更などのケースが想定でき、現状変更届の有無は登録抹消の判断の要件ではありません。）

※現状に大きな改変を受け、登録有形文化財としての価値が失われた場合とは

○登録時の「構造及び形式」の大幅な変更により、本来の文化財的価値を大きく損失したものの

〈例〉面積の大幅な減少

〈例〉主要な構造部材の大幅な取替

○登録時の「登録基準」を満たさなくなったものの

〈例〉屋敷構えや街路景観などにおいて評価された建造物の遠隔地への移築

○登録時の「再現することが容易でないもの」で、その技術や技能を示す仕様が失われたものの

〈例〉特徴とされた海鼠壁や鍍絵の除去など

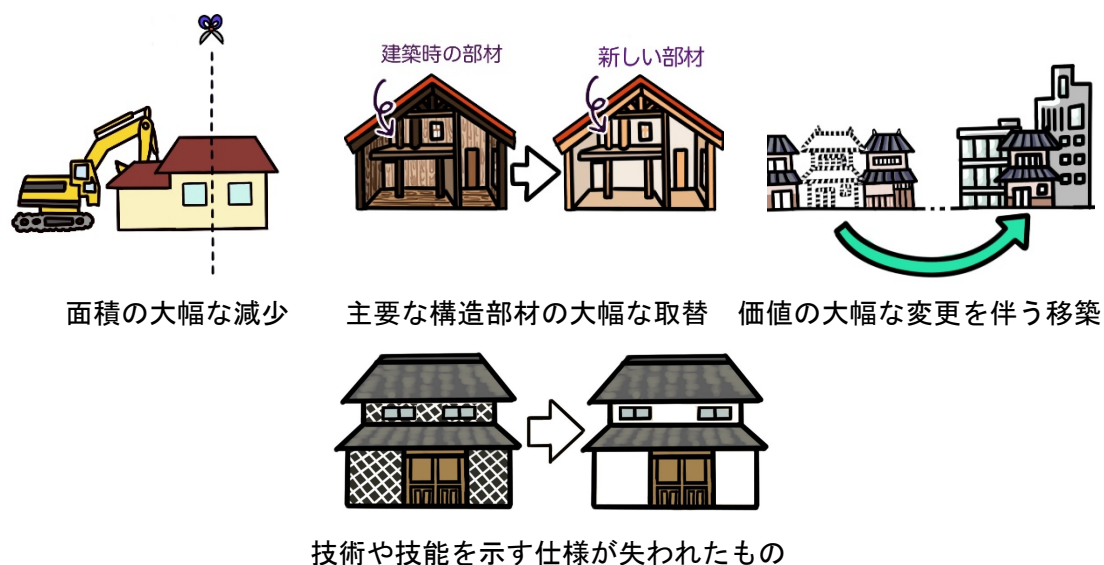


図 3-5 価値が失われた場合のイメージ

③「その他特殊の事由があると認める場合」とは

登録有形文化財建造物の保護に優先する他の公益や安全の確保のために登録有形文化財としての存続を期し難い事情がある場合です。

(7) 登録抹消の手続

滅失届、現状変更完了報告の届出等を受け、法第 59 条に従い、文化庁にて文化審議会への諮問答申を経て、登録の抹消の手続を行います。なお、登録証は、抹消の官報告示後に送付する通知後 30 日以内に文化庁まで返付してください。

なお、抹消にあたり、文化審議会へ諮る際の資料として、完了報告の提出にあわせて、解体前と解体後の写真データ（各 1 枚、解体前後で同じ方角から撮影したもの。国指定文化財等データベース（WEB サイト）に掲載されている登録申請時の外観写真と同じ構図とする。）をメールにて登録部門までお送りください。

4. 登録有形文化財の管理

(1) 管理主体について

① 所有者

・登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文部科学省省令に従い、登録有形文化財を管理しなければなりません（法第 60 条）。

② 管理責任者

・所有者は、登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者に選任できます（法第 60 条第 2 項）。

※管理責任者を置く「適切な管理のため必要があるとき」とは、例えば、所有者が一定期間海外に滞在する場合、登録有形文化財の所在地を離れて居住している場合等で、その管理を十分に行うことができない場合や、所有者の高齢化などのため日常的な文化財の管理が困難である場合、文化財についてより専門的な知見を有する者にその管理を代行させたい場合等が想定されます。

※「文化財保存活用支援団体」とは、市町村において、行政と連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいく地域の文化財の保存会や NPO 等の民間団体を、文化財の保存・活用に関する各種施策の実施主体として位置づけたものです。

③ 管理団体

・文化庁長官は、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のために必要な管理を行う団体に指定できます（法第 60 条第 3 項）。

・管理団体指定は、その旨を官報で告示するとともに、所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してします（法第 60 条 4 項において準用する法第 32 条の 2 第 3 項）。

(2) 届出について

① 管理責任者の選任

- ・所有者は、事実が発生した日から 20 日以内に文化庁長官に届け出る必要があります（法第 60 条 4 項において準用する法第 31 条 3 項）。

② 管理団体の指定

- ・関係地方公共団体は、管理団体指定の意見具申を随時行うことができます。
※いずれも、手続きを円滑に進めるために、届出や意見具申を行う前に審議会係へご相談いただきますようお願いします。

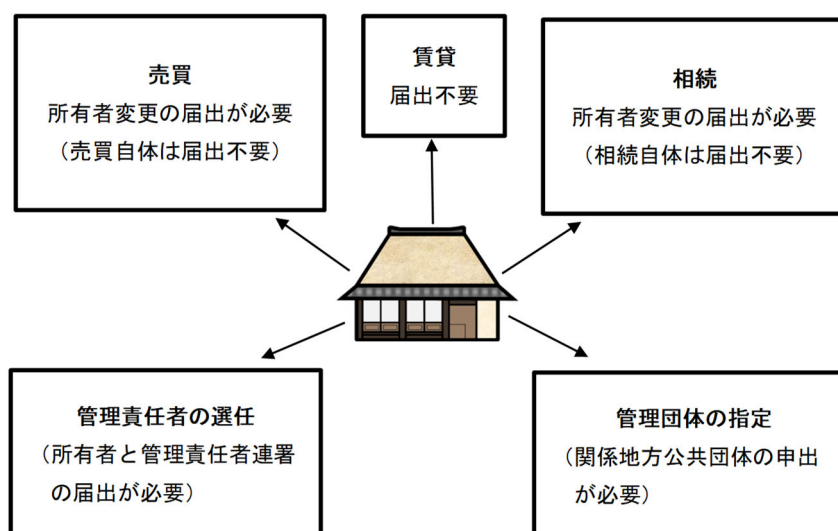
(3) 添付書類

表 4-1 添付書類一覧

内容	添付書類	備 考	様式
①管理責任者を選任したとき	・必要に応じて、管理責任者についての情報を記載した文書	届出は、所有者と管理責任者が連署すること。	様式 5
②管理団体指定の意見具申をするとき	・登録範囲のうち、管理団体として管理を行う範囲が分かる図面等	—	様式 6. 7. 8

【参考】

- ・登録有形文化財を管理する手法には、所有者自身で管理するほかに、管理責任者の選任や、管理団体の指定があります。なお、売買・相続・賃貸を行う際、その行為自体に事前の届出は不要ですが、所有者の変更がある場合は届出が必要です。



5. 登録内容の変更



(1) 変更等の届出が必要な行為

① 事実が発生した日から 20 日以内に文化庁長官に届け出る必要があるもの

以下のものは、関係地方公共団体を経由して、審議会係に提出してください。

1. 管理責任者を解任したとき
(法第 60 条 4 項において準用する法第 31 条 3 項)
2. 所有者を変更したとき
(法第 60 条 4 項において準用する法第 32 条 1 項)
3. 管理責任者を変更したとき
(法第 60 条 4 項において準用する法第 32 条第 2 項)
4. 所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所を変更したとき
(法第 60 条 4 項において準用する法第 32 条 3 項)

※所有者変更に関して、「事実が発生した日から 20 日以内」とは、原則、建物の変更登記の受付日から 20 日以内のことを示しています。

② 変更しようとする日の 20 日前までに文化庁長官に届け出る必要があるもの

・登録有形文化財建造物の所在の場所の変更を必要とするとき（文化財保護法第 62 条）

所在の場所の変更の届出は、以下の場合に、関係地方公共団体を経由して、審議会係に提出してください。

1. 合筆や分筆、地名変更等が起きた場合
2. 登録証に記載されている所在の場所に誤記があった場合
※移築等による現状変更を届け出る場合は、別途所在の場所の変更を届け出る必要はありません。

(2) 添付書類

届出書には、以下の証明書類等を添付してください。

表 5-1 各種変更届の添付書類一覧

変更の内容	添付書類	備 考	様式
管理責任者を解任したとき (①-1)	—	届出は、所有者と管理責任者が連署すること。	様式 9
所有者を変更したとき (①-2)	・所有権の移転を証明する公的な書類（建物登記全部事項証明書等） ・登録証	登記できないその他の工作物の場合は、土地の登記事項証明書を添付すること。	様式 10
管理責任者を変更したとき (①-3)	—	届出は、所有者と管理責任者が連署すること。	様式 11
所有者の氏名、名称、住所を変更したとき (①-4)	・氏名、名称、住所の変更を証明する公的な書類（建物登記全部事項証明書、住民票、法人の登記情報＜履歴事項全部証明書＞等のうち一つ） ・登録証	—	様式 12
管理責任者の氏名、名称、住所を変更したとき (①-4´)	・氏名、名称、住所の変更を証明する書類（住民票、法人の登記情報＜履歴事項全部証明書＞等のうち一つ）	—	様式 13
所在の場所を変更したとき (②)	・所在の場所を証明する書類（建物登記全部事項証明書等） ・登録証	—	様式 14

(3) 届出の留意点

- ・登録証の内容等の変更は、各種様式（様式 5～14）を参照して、必要事項を記入するとともに必要な書類を添付して提出してください。
- ・変更の届出を提出する前に、添付する登録証、証明書及び届出に記載の所有者名、住所及び建物の所在の場所に一貫性があるかどうかを確認してください。

[illegible]

参考資料

(1) 文化財保護法（抜粋）

（所有者の管理義務及び管理責任者）

- 第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

（所有者又は管理責任者の変更）

- 第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（有形文化財の登録）

- 第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第八十三条の五第一項の規定又は文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第十六条第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。
- 3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（告示、通知及び登録証の交付）

- 第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。
- 2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
- 3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。
- 4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（登録有形文化財の登録の抹消）

- 第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。
- 2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。
- 3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。
- 4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

- 5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。
- 6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

- 第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。
- 2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。
 - 3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。
 - 4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。
 - 5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失、き損等)

- 第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の所在の変更)

- 第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(登録有形文化財の修理)

- 第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。
- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

- 第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の輸出の届出)

- 第六十五条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

- 第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

- 第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある

場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。
- 4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（登録有形文化財保存活用計画の認定）

- 第六十七条の二 登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 登録有形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該登録有形文化財の名称及び所在の場所
 - 二 当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
 - 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該登録有形文化財の現状変更に関する事項
 - 二 当該登録有形文化財（建造物であるものを除く。次項第五号において同じ。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものの公開を目的とする寄託契約に関する事項
 - 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その登録有形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該登録有形文化財保存活用計画の実施が当該登録有形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が登録有形文化財の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 五 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が登録有形文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更）

- 第六十七条の三 前条第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

（現状変更の届出の特例）

- 第六十七条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この節及び第百五十三条第二項第七号において同じ。）を受けた場合において、当該登録有形文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（認定登録有形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

- 第六十七条の五 文化庁長官は、第六十七条の二第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項及び第六十七条の七において「認定登録有形文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

- 第六十七条の六 文化庁長官は、認定登録有形文化財保存活用計画が第六十七条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第六十七条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第六十九条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

(2)「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）」

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

第一章 文化財登録原簿及び登録証

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七条の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代
- 六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- 七 その他参考となるべき事項

（登録証の記載事項）

第二条 法第五十八条の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ
- 六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

（登録証の形式）

第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

（登録証の再交付）

第四条 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えなければならない。

第二章 管理に関する届出書

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 選任の年月日
- 七 選任の事由
- 八 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第九条 法第六十条第四項の規定において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 変更前の氏名又は名称及び住所
- 五 変更後の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所

- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）
- 七 変更後の所在の場所
- 八 変更しようとする年月日
- 九 変更しようとする事由
- 十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第十二条 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

（国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十三条 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期（前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

- 3 法第七百七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。
- 4 法第七百七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもって足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

(現状変更の届出)

- 第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 一 登録有形文化財の名称及び員数
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 八 現状変更を必要とする理由
 - 九 現状変更の内容及び実施の方法
 - 十 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所
 - 十一 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 十二 現状変更の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 十四 その他参考となるべき事項

(現状変更の届出書の添付書類等)

- 第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 - 四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

- 第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

- 第十七条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。
- 一 登録有形文化財が建造物であるときは、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）
 - 二 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、当該登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合
 - 三 登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

(輸出の届出)

- 第十八条 法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 一 登録有形文化財の名称及び員数
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 輸出を必要とする理由
- 六 輸出の時期又は期間
- 七 輸出における輸送方法
- 八 その他参考となるべき事項

(輸出の届出書の添付書類等)

第十九条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 登録有形文化財の写真
- 二 輸出を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 四 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- 五 その他参考となるべき資料

(国の機関による現状変更等)

第二十条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形文化財の現状変更又は輸出について、法第百七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には、第十四条から第十六条まで並びに第十八条及び第十九条の規定を準用する。

2 法第百七十九条第四項において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲については、第十七条の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十六号）の施行の日（平成八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月二十八日文部科学省令第七号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別記様式による登録証は、この省令による改正後の別記様式による登録証とみなす。

附 則 （平成三一年三月二十九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(3) 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について(平成8年8月30日付)

平成八年八月三〇日庁保伝第一四三号
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会教育長あて
文化庁次長通知

文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について

「文化財保護法の一部を改正する法律」(別冊)が、さきの第一三六回国会において成立し、平成八年六月一二日、法律第六六号をもって公布され、同法は、「文化財保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(別紙一)(平成八年政令第二六一号。同年八月三〇日公布、同年一〇月一日施行)により同年一〇月一日から施行されることとなりました。この改正は、文化財保護審議会の下に設置された文化財保護企画特別委員会により平成六年七月にとりまとめられた『時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について』及び文化庁長官の諮問機関として設置された文化政策推進会議により平成七年七月にとりまとめられた『新しい文化立国をめざして』において提言された事項を踏まえたものであり、近年における文化財を取り巻く社会状況の急激な変化に対応して文化財保護施策の充実を図るとともに、地方公共団体の果たすべき役割の強化の必要性にかんがみ、主として左記の点について制度的な充実を図ったものであります。

- 一 文化財登録制度の導入
 - 二 指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化
 - 三 重要文化財等の活用の促進
- また、この改正に伴い、次のとおり文部省令の制定等が行われました。

- 一 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(別紙二)
(平成八年文部省令第二九号。同年八月三〇日公布、同年一〇月一日施行)
- 二 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令(別紙三)
(平成八年文部省令第三〇号。同年八月三〇日公布、同年一〇月一日施行)
- 三 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則の一部を改正する省令(別紙四)
(平成八年文部省令第三一号。同年八月三〇日公布、同年一〇月一日施行)
- 四 登録有形文化財登録基準(別紙五)
(平成八年文部省告示第一五二号。同年八月三〇日告示)

については、左記事項を御了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び管下市(区)町村等に対し趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

記

第一 文化財保護法の一部を改正する法律関係

一 文化財登録制度の導入

近年、近代の多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が定まりつつあり、また、他方では、開発の進展、生活様式の変化等により、これら貴重な国民的財産である文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされているという状況にあることにかんがみ、国民の貴重な文化財を幅広く後世に継承していくために、今回の法改正においては、文化財の保護手法の多様化を図り、国及び地方公共団体の重要文化財等としての指定とそれに伴う保護制度(以下「指定制度」という。)を補完するものとして、保護対象の登録、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を内容とする文化財登録制度を導入することとした。

- (一) 有形文化財の登録(文化財保護法の一部を改正する法律(平成八年法律第六六号)による改正後の文化財保護法(以下「法」という。)第五六条の二関係)
- ア 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財(地方公共団体が条例の規定により有形文化財の保護のための指定を行っているものを除く。)で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとしたこと。
- イ 文部大臣は、登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くこととしたこと。
- ウ 文化財登録原簿に記載すべき事項は、文部省令で定めることとしたこと。

(注)

- ① 文化財登録制度は、近年の都市の開発や近代化の進展等により、文化財の中でも特に近代の建造物について、社会的評価を受ける間もなく、取壊しの危機にさらされているもの

が多いこと等の理由から、有形文化財のうち建造物の分野を対象として導入することとした。

- ② 登録制度は国及び地方公共団体による指定制度を補完するものであることから、国又は地方公共団体が現に重要文化財等として指定している文化財が登録されることはない。したがって、登録された文化財が国又は地方公共団体により重要文化財等に指定された場合、登録は抹消されることとなる。
- ③ 登録の対象となる建造物の選択の基準については、登録有形文化財登録基準(平成八年八月三〇日文部省告示第一五二号)及び本通知「第五登録有形文化財登録基準関係」を参照されたい。
- ④ 登録に当たっては、あらかじめ関係地方公共団体(当該建造物の所在する都道府県及び市(区)町村をいう。以下同じ。)の意見を聴くことにより、登録制度の円滑かつ適切な運用に資することとした。
これは、(ア)当該地方公共団体において、将来、当該文化財を条例に基づいて、保護すべき文化財として指定する予定の有無を含め、法による登録が適切であるかどうかを確認する必要があること、(イ)地方公共団体が独自の登録制度をもっている場合、国の登録と地方公共団体による登録が重複して行われることを避ける必要があること、(ウ)登録しようとする建造物の保護については、他の公益あるいは安全の観点(例えば都市計画、河川管理、道路管理等)からの諸行政等と調整を図りつつ行う必要があること、等から、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴くこととしたものである。なお、関係地方公共団体が意見を述べるに際しては、教育委員会は、前記の各観点に関わる関係部局と十分な調整を図ることとされたい。
- ⑤ なお、各地方公共団体が条例により、それぞれ文化財の登録制度を設けることは可能であり、その際、法に基づく制度の内容にかかわらず、対象文化財の範囲、登録文化財に係る保護措置の内容等は当該地方公共団体の独自の判断で設定できるものである。
- ⑥ 文化財登録原簿の記載事項を定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年八月三〇日文部省令第二九号)第一条を参照されたい。なお、文化財登録原簿は、請求があれば閲覧できるよう公開することとしている。

(二) 告示、通知及び登録証の交付(法第五六条の二の二関係)

ア 文部大臣は、登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知することとしたこと。

イ 登録は、官報の告示があった日から効力を生じることとしたこと。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、通知が到達した時から効力を生ずることとしたこと。

ウ 登録をしたときは、文部大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付することとしたこと。

エ 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部省令で定めることとしたこと。

(注) 登録証の記載事項等を定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年八月三〇日文部省令第二九号)第二条から第四条までを参照されたい。

(三) 登録有形文化財の登録の抹消(法第五六条の二の三関係)

ア 文部大臣は、登録有形文化財について、重要文化財に指定したとき、又は地方公共団体が条例の規定により有形文化財の保護のための指定を行ったときは、その登録を抹消することとしたこと。

イ 文部大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができることとしたこと。

ウ 文部大臣は、登録の抹消をしたときは、その旨を官報で告示するとともに、所有者に通知することとし、この通知を受けたときは、所有者は、三〇日以内に登録証を文部大臣に返付しなければならないこととしたこと。

エ 登録の抹消は、官報の告示があった日から効力を生じることとしたこと。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、通知が到達した時から効力を生ずることとしたこと。

(注)

① 「その保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合」とは、非常災害又は建替え等の現状変更によって、登録有形文化財が滅失し、又は原状に大きな改変を受け、登録有形文化財としての価値が失われた場合である。

② 「その他特殊の事由があるとき」とは、登録有形文化財の保護に優先する他の公益や安全の確保のために登録有形文化財としての存続を期し難い事情がある場合である。

(四) 登録有形文化財の管理(法第五六条の二の四関係)

ア 登録有形文化財の所有者は、法及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととしたこと。

イ 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責に任すべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができることとしたこと。

ウ 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明しない場合、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であることが明らかである場合で、その旨の関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理を行う団体(以下「管理団体」という。)に指定することができることとしたこと。

エ 登録有形文化財の管理には、法第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用することとしたこと。

オ 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体は、所有者と同様に法及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととしたこと。

(注)

① 管理責任者を置く「特別の事情」とは、例えば、登録有形文化財の所有者が一定期間海外に滞在する場合、登録有形文化財の所在地を離れて居住している場合等で、その管理を十分に行うことができない状況にあること等である。

② 関係地方公共団体の申出があった場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて管理団体の指定を行うこととしたのは、国が登録有形文化財の管理団体を設けて保存を図るべきか否かを判断するに当たり、登録制度においては、滅失又はき損の届出を除けば、所有者等の変更や現状変更の届出しかないため、登録有形文化財の管理の現状をより知り得る立場にある、関係地方公共団体からの情報の提供(申出)を受け、その上で文化庁長官は関係地方公共団体の意見を聴いて管理団体を指定する仕組みとすることが適当であることによる。したがって、各地方公共団体においては、当該登録有形文化財の管理状況を把握し、管理団体の指定が必要な場合には遺漏なく申出を行うことが望ましい。なお、当該登録有形文化財の保存・管理が他の公益あるいは安全に密接に関係のある場合(例えば、都市計画、河川管理、道路管理等に関係のある場合)において関係地方公共団体が管理団体の指定につき申出を行い、又は意見を述べようとする際には、教育委員会は、関係部局と十分調整を図ることとされたい。

(五) 登録有形文化財の滅失又はき損(法第五六条の二の五関係)

登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から一〇日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。

(注)

① 「滅失」とは、災害等によって登録有形文化財としての価値が完全に失われることである。また、「き損」とは、登録有形文化財が相当程度破損又は損傷することである。

② 滅失又はき損の届出書の記載事項を定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年八月三〇日文部省令第二九号)第一〇条を参照されたい。

(六) 登録有形文化財の修理(法第五六条の二の六関係)

ア 登録有形文化財の修理は、所有者が行うこととしたこと。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うこととしたこと。

イ 管理団体が修理を行う場合には、法第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三四条の三第一項の規定を準用することとしたこと。

(七) 登録有形文化財の現状変更の届出等(法第五六条の二の七関係)

ア 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三〇日前までに、文部省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、届出を要しないこととしたこと。

イ 維持の措置の範囲は、文部省令で定めることとしたこと。

ウ 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができることとしたこと。

(注)

① 「現状を変更する」とは、登録有形文化財に対し、その文化財としての価値を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加えることである。現状変更の届出書の記載事項等について定める文部省令の規定については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年八月三〇日文部省令第二九号)第一二条から第一四条までを参照されたい。

② 「維持の措置」とは、現状変更のうち、物理的直接的な変化を生じる範囲が小規模にとどまるため、文化財としての価値に影響を及ぼすことがないものをいう。なお、「維持の措置」については、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年

- 八月三〇日文化庁省令第二九号)第一五条を参照されたい。
- ③ 「他の法令による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とは、登録有形文化財の所有者等に対し、他法令による命令が発せられ現状変更を内容とする所要の措置をとらなければならない義務が生じ、その結果、現状変更の三〇日前に届出を行うことが困難である場合が想定されるため、届出を要しないものとしたものである。
- ④ 本条に規定する届出を必要とする現状変更を行ったため登録有形文化財が滅失又はき損した場合は、法第五六条の二の五に規定する届出を行う必要はない。なお、非常災害のために必要な応急措置や他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執った場合でその結果、当該登録有形文化財が滅失又はき損した場合は、法第五六条の二の五に規定する届出が必要となる。
- ⑤ 現状の変更をしようとする者に対して文化庁長官が行う必要な指導、助言又は勧告は、当該現状変更によって登録有形文化財としての価値が明らかに失われると認められる場合に、その事態を未然に防ぐことを目的としている。
- (八) 登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導(法第五六条の二の八関係) 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文化庁省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができることとしたこと。
- (注) 技術的指導を求める場合の書面の記載事項に関しては、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年八月三〇日文化庁省令第二九号)第一七条を参照されたい。
- (九) 登録有形文化財の公開(法第五六条の二の九関係)
- ア 登録有形文化財の公開は、所有者が行うこととしたこと。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うこととしたこと。なお、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではないこと。
- イ 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、法第四七条の二第三項の規定を準用することとしたこと。
- ウ 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができることとしたこと。
- (注) 登録有形文化財である建造物の外観が公共空間から通常望見できれば、適正な公開が行われているものと考えられる。
- (一〇) 登録有形文化財の現状等の報告(法第五六条の二の一〇関係) 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができることとしたこと。
- (注) 本規定により報告を求める場合は、例えば、災害が発生した場合において、登録有形文化財の状況を確認する必要がある場合、滅失、き損が生じ、又は現状変更が行われたにもかかわらず所要の手続がとられておらず、状況確認の必要がある場合、登録有形文化財の管理が適切に行われているかどうかを確認する必要がある場合などである。
- (一一) 所有者変更に伴う登録証の引渡し(法第五六条の二の一〇関係) 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならないこととしたこと。
- (一二) 審議会への諮問(法第八四条の二第一項第一号の二関係) 文部大臣は、登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(法第五六条の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く。)については、あらかじめ文化財保護審議会に諮問しなければならないこととしたこと。
- (一三) 登録有形文化財についての国に関する特例(法第九七条の二～第九七条の五関係) 国の所有に属する有形文化財で建造物であるものについて登録有形文化財に登録したときの通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うこととすること、関係各省各庁の長が登録有形文化財を取得したときの通知等、登録有形文化財についての国に関する特例を定めたこと。
- (一四) 文化財登録制度における地方公共団体の事務 今回の法改正による文化財登録制度の導入により、地方公共団体においては、次の事務を新たに行うこととなるので、その円滑・適正な執行に配慮されたい。
- ア 文部大臣が登録を行おうとする際の関係地方公共団体としての意見に係る事務(法第五六条の二第二項関係)
- イ 当該地方公共団体の区域内における登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は

所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であることが明らかである旨の文化庁長官への関係地方公共団体の申出及び意見に係る事務
(法第五六条の二の四第三項関係)

ウ 管理団体に指定された場合においては所定の管理義務に係る事務(法第五六条の二の四第三項及び第五項関係)

エ 登録有形文化財の所有者等が文部大臣又は文化庁長官に提出すべき届書等の都道府県教育委員会の経由及び意見具申に係る事務並びに登録有形文化財の所有者等に対して文部大臣又は文化庁長官が発する勧告等の都道府県教育委員会の経由に係る事務(法第一〇三条関係)
二～三 (略)

四 その他

(一) 罰則関係(法第一〇六条～第一一一条関係)

罰金、科料及び過料の額の最高額について、五〇万円を一〇〇万円に、二〇万円を三〇万円に、一〇万円を二〇万円に、五万円を一〇万円に引き上げることとしたこと。また、登録制度に関し、次に掲げるものについて過料を新たに設けたこと。

ア 一〇万円以下の過料(法第一一〇条第五号関係)

登録有形文化財の現状等の報告義務違反、虚偽の報告

イ 五万円以下の過料(法第一一一条関係)

- ① 登録有形文化財の登録証の返付義務違反、引渡し義務違反
- ② 登録有形文化財の管理責任者の選任・解任の届出義務違反、虚偽の届出
- ③ 登録有形文化財の所有者又は管理責任者の変更の届出違反、虚偽の届出
- ④ 登録有形文化財の滅失・き損の届出違反・虚偽の届出
- ⑤ 登録有形文化財の現状変更の届出違反・虚偽の届出
- ⑥ 登録有形文化財の管理団体が行う管理又はその管理のため必要な措置に対する所有者等の拒否等

(二) 附則関係

ア～ウ (略)

エ 検討(第六項関係)

政府は、法の施行後一〇年を経過した場合において、法の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(注) 今回の法改正による登録制度の導入に当たり、平成六年二月閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」及び平成七年三月閣議決定「規制緩和推進計画」を踏まえ、法の附則に見出し条項を置くこととした。これは、今回の法改正により導入する登録制度において、登録有形文化財の保存を図るため、所有者等に対して、現状変更、滅失・き損、所有者等の変更等の場合の届出義務や登録証の返付義務等一定の規制を課すなど、規制の新設を行うことに伴う措置である。

第二 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則関係

一 文化財登録原簿及び登録証

- (一) 文化財登録原簿の記載事項について定めたこと。(登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(以下「第二」において「省令」という。))第一条関係)
- (二) 登録証の記載事項及び形式について定めたこと。(省令第二条及び第三条関係)
- (三) 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その事実を証明するに足る書類又は破損した登録証を添えて、その再交付を申請することができることとしたこと。(省令第四条関係)

二 管理に関する届出書

- (一) 管理責任者選任の届出書の記載事項について定めたこと。(省令第五条関係)
- (二) 管理責任者解任の届出書の記載事項について定めたこと。(省令第六条関係)
- (三) 所有者変更の届出書の記載事項等について定めたこと。(省令第七条関係)
- (四) 管理責任者変更の届出書の記載事項について定めたこと。(省令第八条関係)
- (五) 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項について定めたこと。(省令第九条関係)
- (注) 所有者又は管理責任者の住居表示が変更となった場合においても、本条の規定による届出を行うこととなる。
- (六) 滅失又はき損の届出書の記載事項について定めたこと。(省令第一〇条関係)
- (七) 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面の記載事項等について定めたこと。(省令第一一条関係)

三 現状変更に関する届出書等

- (一) 現状変更の届出書の記載事項について定めたこと。(省令第十二条関係)
- (二) 現状変更の届出書の添付書類等について定めたこと。(省令第十三条関係)
- (三) 文化庁長官に提出した現状変更の届出書又は添付書類等の記載事項又は表示事項を変

- 更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。(省令第一四条関係)
- (四) 現状変更のうち次のいずれかに該当する場合は、法第五六条の二の七第二項の維持の措置の範囲に該当することとしたこと。(省令第一五条関係)
- ア 登録当時の原状(登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状)の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合(移築の場合を除く。)
- イ 登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合
- (注)
- ① 内装に限定される模様替え・修繕は、その規模・内容にかかわらず、「維持の措置」に該当する。また、外装についても、形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当する。
 - ② 「通常望見できる外観」とは、例えば建築物の場合では、四周の垂直投影面積をいうが、ただし、当該建築物を建設した当初にその両隣が他の建築物と接していた等の理由により通常望見できる外観の範囲が限られているものについては、当該範囲に限る。
 - ③ 増築の場合については、増築部分の通常望見できる外観の範囲が当該増築前の通常望見できる外観の四分の一を超える場合も、法第五六条の二の七第一項の規定による届出を行うこととなる。
 - ④ 「応急の措置」とは、非常災害のために必要な応急措置以外の応急措置であり、登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、所有者等(公物管理関係法令に基づき適正に施設を管理する者を含む。)が、当該き損の拡大又は発生を防止するために、緊急に行う必要があると判断して実施する行為をいう。
- (五) 国の機関による現状変更を行う場合について、通知の書面の記載事項及び維持の措置の範囲等について定めたこと。(省令第一六条関係)
- (六) 技術的指導を求める場合の書面の記載事項について定めたこと。(省令第一七条関係)

第三 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令関係 国宝、重要文化財以外の有形文化財の技術的指導に関する規定から登録有形文化財を除くものとしたこと。(国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則の一部を改正する省令第二条関係)

第四 (略)

第五 登録有形文化財登録基準関係

有形文化財を文化財登録原簿に登録する場合の基準を、建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第九八条第二項に規定する指定を地方公共団体がを行っているものを除く。)のうち、原則として建設後五〇年を経過し、かつ、

- (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
 - (二) 造形の規範となっているもの
 - (三) 再現することが容易でないもの
- のいずれかに該当するものとしたこと。

(注)

- ① 「建設後五〇年を経過」とは、当該建造物が竣工した期日から五〇年を経過したことをいう。
- ② 「原則として建設後五〇年を経過」とは、着工から竣工まで長期間を要する複合的施設等でその竣工期日を施設全体の竣工又は利用開始の期日としている場合において、当該施設のうち登録の対象となる建造物については施設全体の竣工期日以前の期日(当該建造物の竣工期日)から五〇年の経過をもって五〇年の経過に代えることをいう。
- ③ 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」とは、国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているものをいう。
例えば、絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの、地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているものである。
- ④ 「造形の規範となっているもの」とは、現在又は過去の一時点において、建設行為を行うに当たり、規範として認識されるものをいう。
例えば、建造物を構成する各部の比例や意匠が優れているもの、建設に名のある設計者又は施工者等が携わったもの、後に類型化するものの初期の作品であるもの、各時代又は類型に特色的にみられる性格を有しているものである。
- ⑤ 「再現することが容易でないもの」とは、建設後相当の年数(一〇〇年を目途とする。)を経過したことにより、現在同様のものを建設するには多大な経費が必要なもの又は同様のものを建設することが困難であるものをいう。
例えば、建設する際に採用された技術や技能の水準が高いもの、現在において希少な技術や技能を用いているもの、形態や意匠が特殊又は特異で類例が少ないものである。

(4) 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について(平成 16 年 12 月 27 日付)

平成 16 年 12 月 27 日 16 庁財第三二〇号
都道府県知事・各都道府県教育委員会 各指定都市市長・各指定都市教育委員会
・各中核市長・各中核市教育委員会
文化庁関係各独立行政法人の長あて
文化庁次長通知

文化財保護法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(別紙一略)が第一五九回国会において成立し、平成十六年五月二十八日、法律第六一号をもって公布され、平成十七年四月一日から施行されることとなりました。また、これに伴い、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(以下「整備政令」という。)(別紙二略)が、平成十六年十二月二十七日、政令第四二二号をもって公布され、平成十七年四月一日から施行されることとなりました。

このたびの法改正は、平成十四年十二月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会の答申等における指摘を踏まえ、社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指して、国民の生活に密接に関係した文化的な所産を新たな保護対象分野としていくとともに、近代の文化財など保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野へ対応し、文化財保護手法の多様化を図っていくものであり、その主要な点は次のとおりです。

一 文化的景観の保護制度を設けたこと。

二 民俗文化財の定義に民俗技術を新たに追加したこと。

三 建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充したこと。

このたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわたる大幅なものであり、その実施運用にあたっては、以下の事項をご了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市(区)町村等に対して趣旨の徹底方につきよくお取り計らい願います。

なお、このたびの法改正等に伴う文部科学省令及び告示の整備等については、追って通知いたします。

記
第一～三(略)

第四 登録制度の拡充関係一 趣旨

平成八年の文化財保護法の改正により、指定制度を補完するものとして、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて所有者の自主的な保護に期待する登録制度が導入された。登録制度は、有形文化財のうち建造物について先行導入されたが、これは、建造物は、①開発の進展に伴う取り壊しの危機に瀕するものが多いこと、②一定の対象物件が把握されていること、などによるものである。

建造物以外の有形の文化財については、引き続き保護手法の在り方を検討してきたところである。その結果、今日、地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い残存することが困難な状況にあり、保存及び活用のための措置が特に必要とされる近代の文化財が多数存在しており、これらは、文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着しておらず、直ちに既存の指定制度による指定を行うことは困難であるが、放置しておくことと消滅等の可能性が高いことから早急な保護が望まれる状況にあるなどの結論を得たところである。

このため、今回の法改正において、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充することとした。

二 登録有形文化財制度の拡充(法第三章第二節関係)

(一) 建造物以外の有形文化財の登録(法第五十七条第一項関係)

建造物以外の有形文化財についても、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができることとしたこと。

(二) 登録有形文化財の登録の抹消の例外(法第五十九条第二項関係)

登録有形文化財について、地方公共団体が条例の規定により指定を行った場合であっても、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、登録を抹消しないことができることとしたこと。

(注)登録制度では、登録文化財が国又は地方公共団体の指定文化財となり、より手厚い保護が図られる場合には、原則として登録を存続する意義が失われるため、登録を抹消することとしている。

ただし、地方公共団体の指定文化財になった場合においても、国として引き続き調査研究する必要があるなど保存及び活用のための措置を講ずる必要がある場合には、登録を存続する意義は必ずしも失われていないため、例外的に登録を抹消しないことができることとした。

(三) 登録有形文化財の亡失又は盗難(法第六一条関係)

建造物以外の動産である有形文化財にも登録制度を拡充したことに伴い、登録有形文化財の亡失又は盗難の場合を届出事項に加えたこと。

(四) 登録有形文化財の所在の変更(法第六二条関係)

登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更しようとする日の二〇日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りることとしたこと。

(注)「所在の変更」とは、所有者等が文化財を現在所在する場所から別の場所に移すことであり、例えば、修理のための移動、管理条件のより良い場所への移動、所有者変更に伴う移動などがある。

今回対象に加えた建造物以外の有形文化財については、動産であり、一般にその移動が容易なものが多く所在の変更が生じる可能性が高いため、規定を整備することとした。

(五) 登録有形文化財の輸出の届出(法第六五条関係)

ア 登録有形文化財を輸出しようとするものは、輸出しようとする日の三〇日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。

イ 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができることとしたこと。

(注)①「輸出」とは、登録有形文化財を国外へ持ち出すことである。今回対象に加えた建造物以外の有形文化財については動産であり、一般に移動が容易なものが多く輸出される可能性があるため、規定を整備することとした。

②輸出をしようとする者に対して文化庁長官が行う必要な指導、助言又は勧告は、当該輸出の理由や輸出方法等を把握し、輸出が適切に行われる事を目的としている。

(六) 登録有形文化財に関するその他の保護措置

建造物以外の有形文化財が登録有形文化財に登録された場合には、前期(一)～(五)

のほか、現行の登録有形文化財と同様に、滅失、き損又は現状変更の届出義務を課すとともに、現状変更に関する必要な指導、助言又は勧告、公開に関する指導又は助言等の保護措置を講ずることができることとなること(法第三章第二節関係)。

(注)現行の登録有形文化財の保護措置の具体的な取扱いについては、平成八年八月三〇日庁保伝第一四三号文化庁次長通達を参照されたい。

三 登録有形民俗文化財制度の創設(法第九〇条関係) (略)

四 登録記念物制度の創設(法一三二条及び第一三三条関係) (略)

第五 文化審議会関係(略) 第六 国に関する特例関係(略) 第七 罰則関係(略)

第八 その他(略)

(5) 文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について(平成 17 年 4 月 26 日付)

17 庁財第 33 号平成 17 年 4 月 26 日
都道府県知事・各都道府県教育委員会 各指定都市市長・各指定都市教育委員会
・各中核市長・各中核市教育委員会
文化庁関係各独立行政法人の長あて
文化庁次長通知

文化財保護法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 61 号。以下「改正法」という。)及び文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 16 年政令第 422 号)については平成 16 年 12 月 27 日 16 庁財第 320 号文化庁次長通知にて、改正法に伴う関係省令及び告示の整備等については平成 17 年 3 月 28 日 16 庁財第 413 号文化庁次長通知にて周知したところです。これらの通知等を踏まえ、このたび、重要文化的景観の選定手続並びに登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物(以下「登録文化財」という。)の登録手続など、制度の運用方針等を定めたところです。このほか、総務省行政評価局による「文化財の保護に関する行政評価・監視の結果」(平成 16 年 11 月 1 日総評総第 234 号)等を踏まえ、より一層、文化財の指定等の事務の充実及び重要文化財等の管理の適切化を図る観点から、具体的な改善措置を講ずることとしたところです。

また、景観法(平成 16 年法律第 110 号)の施行を踏まえ、同法と文化財保護法との円滑な連携を図る観点から、留意すべき事項を整理したところです。つきましては、以下の事項をご了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市(区)町村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

記

第 2 登録制度の運用について 1 登録文化財の登録

文部科学大臣は、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形の文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物として文化財登録原簿に登録することとなる(法第 57 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 132 条第 1 項関係)。

この具体的な手続としては、従前導入されている登録有形文化財(建造物)の取扱い等を踏まえ、当面、以下のとおり取り扱うものとする。なお、登録有形文化財(建造物)についても、以後同様に取り扱うものとする。

(1) 登録手続

① 候補物件の選定等

文化庁において、各種文化財調査、学術研究の成果及び地方公共団体からの情報提供(下記 1(2)を参照)等に基づいて候補物件を特定し、必要に応じて所有者の承諾を得て実地調査等を行った上で、候補物件として選定することとなること。これらの手続に当たって、文化庁は、関係地方公共団体の教育委員会と連携を図ることとなること。

② 関係地方公共団体の意見照会

選定した候補物件について、登録文化財として登録するに当たっては、文部科学大臣は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くこととなること(法第 57 条第 2 項、第 90 条第 2 項及び第 132 条第 2 項関係)。

この場合、候補物件の所在する都道府県及び市町村の教育委員会宛に照会することとなるため、当該教育委員会は、関係部局等と調整した上で意見を提出すること。

③ 文化審議会への諮問・答申

関係地方公共団体への意見聴取の後、文部科学大臣が、文化審議会に諮問し(法第 153 条第 1 項第 2 号、第 6 号及び第 9 号関係)、同審議会文化財分科会の各専門調査会における調査審議を経て、文部科学大臣に答申が行われることとなること。

④ 文化財登録原簿への登録等

答申を踏まえ、文部科学大臣が、文化財登録原簿に登録することとなること。なお、登録をしたときは、すみやかに、その旨を官報で告示するとともに、所有者に通知することとなること(登録記念物の場合は、権原に基づく占有者にも通知することとなること。なお、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて、所在地の市町村の事務所等に掲示することができること)。また、登録有形文化財及び登録有形民俗文化財の場合は、所有者に登録証を交付することとなること(法第 58 条第 3 項及び第 90 条第 3 項関係)。

(2) 地方公共団体からの情報提供

登録制度は、一定の価値は認められるものの評価の定着していない文化財について、緩やかな保護措置によりその保存及び活用を図るものである。また、制度の運用上、地方指定文化財との関係に留意する必要があるため、登録文化財の候補物件の選定等に当たっては、地域の文化財の状況を把握している地方公共団体からの情報を参考にすることとなる。

当該候補物件に係る地方公共団体からの情報提供については、法第 189 条に規定する意見具申制度を活用することが考えられる。この具体的な手続としては、当面、以下のとおり

取り扱うこととする。

① 意見具申

地方公共団体の区域内に存する国指定文化財又は地方指定文化財以外の有形の文化財（所有者等から相談のあったもの等を含む。）について、まず、その文化財情報等を確認する必要があること。その上で、各登録文化財の登録基準に照らし、登録制度による保存及び活用を図ることが妥当と認められる場合は、法第189条に規定する意見具申制度に基づき、関係書類を添えて候補物件に関する情報提供を行うこと。
文化庁においては、この意見具申を踏まえ、必要に応じ、当該物件について調査し、登録基準に適合すると判断した場合には、登録手続を進めることとなること。

② 意見具申に当たっての留意事項

意見具申に当たっては、原則として、以下の事項に留意する必要があること。

○ 登録に関する教育委員会の意見が記載されていること。

（注）市町村教育委員会の意見具申については、法第188条第2項の規定に基づき都道府県教育委員会の意見も具す必要がある。

○ おおむね次の資料が添付されていること。

- ・ 物件の概要を示す資料（写真、配置図等）
- ・ 特徴及び評価を示す資料（調査結果、専門家の所見等）
- ・ 所有権を示す資料（登記事項証明書、所有証明書等）
- ・ 所有者の同意を示す資料（同意書等）

2 登録抹消の例外

（1）登録抹消の例外に関する意見具申

登録文化財については、従来、地方指定文化財としての指定が行われた場合には、文部科学大臣が、その登録を抹消することとしていたが、改正法により、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、例外的に登録を抹消しないことができることとなること（法第59条第2項ただし書、第90条第3項及び第133条関係）。

地方公共団体においては、地方指定文化財の指定を行ったときは、法第182条第

3項の規定に基づき文化庁長官にその旨を報告することとなるため、当該報告に併せて、法第189条の規定に基づく意見具申制度を活用して、登録抹消の例外に関する意見を述べて差し支えないこと。

（2）意見具申に当たっての留意事項

上記の意見具申に当たっては、原則として、以下の事項に留意する必要があること。

① 意見具申の理由を具体的に記述すること。

（注）例えば、当該文化財の保存及び活用の観点から、登録文化財としての登録が抹消された場合の具体的な支障などを示すこと。

② 地方指定文化財として指定された登録文化財の登録を抹消しないことについて、所有者が同意する旨の書面を添付すること。

③ 一旦、登録が抹消されたものについては、この措置の対象とはならないので留意すること。

(6) 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(平成 31 年 3 月 29 日付)

17 庁財第 33 号平成 17 年 4 月 26 日
都道府県知事・各都道府県教育委員会 各指定都市市長・各指定都市教育委員会
・各中核市長・各中核市教育委員会
文化庁関係各独立行政法人の長あて
文化庁次長通知

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 42 号。以下「改正法」という。)の公布については、平成 30 年 6 月 8 日付け 30 庁財第 128 号文化庁次長通知により通知しましたが、平成 31 年 4 月 1 日より改正法が施行されます。

これに伴い、平成 31 年 1 月 30 日に「文化財保護法施行令等の一部を改正する政令」(平成 31 年政令第 18 号。以下「改正令」という。)が公布されるとともに、同年 3 月 4 日に「重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令」(平成 31 年文部科学省令第 5 号。以下「新省令」という。)が、同年 3 月 29 日に「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令」(平成 31 年文部科学省令第 7 号。以下「改正省令」という。)がそれぞれ公布され、いずれも同年 4 月 1 日より施行されます。

また、平成 31 年 3 月 4 日付け 30 文庁第 1123 号文化庁次長通知により通知したとおり、地方公共団体や所有者等が、改正法により新たに位置付けられる計画等を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項等を示した指針として、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(以下「指針」という。)を策定したところです。
改正法及び関係政省令の整備等の概要並びに留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いするとともに、関係機関及び域内の市区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

第 1～4 (略)

第 5 管理責任者関係

所有者に代わり重要文化財等の管理を行う管理責任者について、当該重要文化財等の適切な管理のため必要があるときに選任できる。ようにすることとしたほか、選任対象として自然人に加え、文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専任することができることとしたこと。(法第 31 条第 2 項等関係) ○従来の管理責任者は、所有者が「特別の事情があるとき」に選任できることとされており、自ら海外渡航中で不在であるなどの極めて限定された場面でのみ利用されてきたもので、必ずしも十分に活用されていない現状がある。

○管理責任者制度をより使いやすく実効性のあるものとする観点から、選任要件を「文化財の適切な管理のため必要があるとき」と拡大することにより、例えば、所有者の高齢化などのために日常的な文化財の管理が困難である場合や、文化財についてより専門的な知見を有する者にその管理を代行させた 場合等にも選任を可能とすることとしたこと。また、従来自然人に限定していた選任対象を、文化財保存活用支援団体をはじめとする法人その他の団体にも拡大することとしたこと。

第 6 以下 (略)

登録有形文化財（建造物）の手引 2（登録後の各種届出）

令和 3 年（2021）12 月発行

令和 7 年（2025）2 月

「維持の措置」イラスト追加にともなう改訂

令和 8 年（2026）1 月

「4 登録文化財の管理」追加にともなう改訂

文化庁文化財第二課 登録部門・審議会係